

欧州委員会、英国のEU離脱（Brexit）後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新
（特に、知的財産権の税関エンフォースメントの分野）

2020年8月20日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、英国の欧州連合（EU）離脱（Brexit）後の移行期間の終了に向けた準備に関する文書や各分野における通知を専用ウェブページにて公表・更新していたところ、新たに「知的財産権の税関エンフォースメント（水際での取締り）の分野における利害関係者への通知（2020年8月17日付）」を公表するとともに、知的財産に関する内容を含む「BREXIT 準備チェックリスト - 英国とビジネスを行う企業向け」を公表した。

当該通知及びチェックリストには、例えば以下の情報が含まれている。

1. 知的財産権の税関エンフォースメントの分野における利害関係者への通知

<利害関係者へのアドバイス>

この通知に記載されている影響に対処するために、利害関係者に対して、特に以下のことを推奨する。

- ・ 規則 (EU) No 608/2013 に基づく措置の欧州連合申立書（Union applications）を提出する場所を慎重に評価すること。
- ・ 適用される英国国内法に基づく英国税関による保護を移行期間の終了後に取得する必要性を評価すること。

<移行期間の終了後の法的状況>

移行期間の終了後は、知的財産権の税関エンフォースメントに関する EU のルール、特に、知的財産権の税関エンフォースメントに関する 2013 年 6 月 12 日の欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 608/2013 は、英国では適用されなくなる。これは、以下の影響をもたらす：

EU の税関当局は、EU と英国の間の商品の移動に対して、規則 (EU) No 608/2013 に基づいて予測される規制を適用しなければならなくなる。

規則 (EU) No 608/2013 の第 2 章第 1 節に従って、申立人は、その管轄税関当局に、その加盟国及び一つ以上の他の加盟国の税関当局に知的財産権侵害疑義物品に関する措置を講

じることを求める欧州連合申立書を提出することができる。

欧州連合申立書の場合には、規則 (EU) No 608/2013 の第 2 章第 1 節に従って管轄税関当局によって申立書が許可された場合、この決定は、税関当局による措置が求められた全ての加盟国で有効になる（規則 (EU) No 608/2013 の第 10 条(2)(b)）。

- 欧州連合申立書の提出：移行期間の終了後は、英国の管轄税関当局に欧州連合申立書を提出することはできなくなる。

英国以外の EU 加盟国の税関当局の一つに移行期間の終了前に提出された欧州連合申立書は、たとえ措置を講じることを求められた税関当局の中に英国の税関当局が含まれているとしても、移行期間の終了後も EU で引き続き有効である。しかし、当該申立書は、英国では適用されなくなる。ある英国以外の加盟国に、その加盟国の税関当局及び英国の税関当局のみに措置を講じることを求めて、欧州連合申立書が提出されていた場合、その申立書は、それが提出された当該加盟国への国内申立書として引き続き有効である。

- 許可された欧州連合申立書に関する決定：英国の管轄税関当局によって承認された欧州連合申立書を許可する決定は、移行期間の終了後は EU では効力を失う。それらの決定取得者は、申立て時に選択される加盟国に対する当該申立てを許可する決定を取得するために、EU 加盟国の一つに新たな欧州連合申請書を提出しなければならない。

EU 加盟国の一つで承認された欧州連合申立書を許可する決定は、たとえ措置を講じることを求められた税関当局の中に英国の税関当局が含まれているとしても、移行期間の終了後も EU で引き続き有効である。ある英国以外の加盟国が、その加盟国の税関当局及び英国の税関当局のみに措置を講じることを求める欧州連合申立書を許可する決定を承認していた場合、その決定は、それが承認された当該加盟国に対して引き続き有効である。

また、当該通知には、<移行期間の終了後の北アイルランドにおける適用ルール>に関する情報も含まれている。

2. BREXIT 準備チェックリスト - 英国とビジネスを行う企業向け（知的財産に関する部分（p.5）のみ抜粋）

商標及び意匠、地理的表示、植物品種権

2021年1月1日以降、既存のEUの単一の知的財産権（EU商標、共同体意匠、共同体植物品種権及び地理的表示）は、離脱協定に基づき引き続き保護されたままであるが、新しいEUの単一の権利は、英国では効力を有しなくなることから、地域的範囲が狭くなる。（既存の単一の権利は、英国の権利に変換されることにより、離脱協定の第54条及び第57条に基づき英国で保護される。）

⇒ 英国で知的財産権の継続的保護を確保するために必要な措置を講じたか？

- － 欧州委員会の専用ウェブページ等は、以下参照 －
(専用ウェブページ)

[Getting ready for the end of the transition period](#) (最終更新日：2020年8月17日)

(知的財産権の税関エンフォースメントの分野における利害関係者への通知)

[Intellectual property enforcement by customs](#)

(BREXIT準備チェックリスト - 英国とビジネスを行う企業向け)

[‘BREXIT READINESS CHECKLIST’ – FOR COMPANIES DOING BUSINESS WITH THE UK](#)

- － 英国のEU離脱に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [欧州委員会及び英国知的財産庁 \(UKIPO\)、英国のEU離脱 \(Brexit\) 後の移行期間の終了後に関する情報を公表・更新 \(2020年7月14日\) \(PDF\)](#)
- [欧州の関係当局、英国の欧州連合 \(EU\) 離脱 \(Brexit\) の知的財産への影響に関する情報を公表 \(2020年2月3日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、合意なき英国の離脱 \(no-deal Brexit\) の場合における知的財産に関するガイダンス文書を更新した旨公表 \(2019年9月23日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、英国のEU離脱 \(Brexit\) の場合における広報キャンペーンを英国政府が開始した旨公表 \(2019年9月16日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、補充的保護証明書に関する法案についてのオープン・コンサルテーションを開始 \(2019年7月11日\) \(PDF\)](#)
- [英国知的財産庁、知的財産と英国のEU離脱に関するガイダンス文書を公表 \(2019年1月25日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府及び欧州委員会、交渉官レベルで合意した離脱協定案を公表 \(2018年11月15日\) \(PDF\)](#)
- [英国政府、EU離脱協定の合意がなかった場合 \(「No Brexit Deal」\) における知的財産関係のガイダンス文書を公表 \(2018年9月27日\) \(PDF\)](#)
- [英国、欧州統一特許裁判所 \(UPC\) 協定を批准 \(2018年4月30日\) \(PDF\)](#)
- [欧州連合知的財産庁、英国によるEU離脱問題 \(Brexit\) のEU商標及び共同体意匠への影響に関するQ&Aを公表 \(2018年1月31日\) \(PDF\)](#)

- [英国上院（貴族院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年12月15日）（PDF）](#)
- [英国下院（庶民院）、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院（貴族院）審議へ（2017年12月11日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、英国 EU 離脱交渉に係るポジションペーパーを公表（2017年9月12日）（PDF）](#)
- [英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出（2017年5月30日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、欧州統一特許裁判所協定批准に向けた準備を継続する旨公表（2016年11月28日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国における EU 離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)

(以上)